

## 外国人材の資金調達

# 外国人材の創業融資の流れ

在留資格の種類や在留期限など外国人特有の留意点あり

## 政府系金融機関の利用が現実的な選択肢

日本で新たに事業をスタートする起業家の資金調達において、民間金融機関はまだ事業の実績等が乏しく借入金返済の確からしさが見通せない起業家への融資には慎重な姿勢であり、ベンチャーキャピタル等を通じたエクイティ調達もまた極めて例外的なケースに留まっています。それらの民間金融機関の投融資等を補完し、新たに事業を始める起業家を支援するために政府は、政府系金融機関や地方自治体を経由した資金調達プログラムを用意しており、スタートアップにおける資金調達ではそれらが現実的な選択肢になっています

実際の創業時の資金調達で最も多く利用されるのは、創業時でも無担保無保証で利用できる日本政策金融公庫（政府100%出資）による創業融資で、年間2万8千件を超える創業融資が実行されています。

## 外国人材特有の留意点

日本政策金融公庫による創業融資は、法律に基づき中小企業の振興による経済の活性化を目的としているため、外国人においても原則日本人と同じく利用する事ができます。

一方で、外国人材には①事業を経営できる在留資格を有している事（そのための要件を満たしている事）、②原則在留期限内に融資を返済できることなど、日本で事業活動するための在留資格（在留ビザ）の要件等に関連した留意点があるため、会社を設立する前から資本金やオフィス住所など在留資格（経営管理ビザ等）の要件に留意した事業の計画が必要です。

### ① 事業を経営できる在留資格（ビザ）があること

永住者（特別永住者も含む）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、経営・管理、高度専門職1号ハ、高度専門職2号、（一部の特定活動）など

### ② 在留期限内に融資を返済できること（原則）

原則は、在留期限内に融資を返済しなければなりません。ただし、在留期間を越えての事業継続が見込まれる場合は、ビザの期限を超える返済期間を設定してもらえるケースがあります

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

[murai@continental-mmigration.com](mailto:murai@continental-mmigration.com)

[www.continental-mmigration.com](http://www.continental-mmigration.com)

## 外国人材の創業融資

日本における創業時の資金調達においてその選択肢は、実務上は政府系金融機関による融資、地方自治体などの創業支援プログラム等に基づく信用保証協会を通じた制度融資の2つに限られ、民間金融機関からの融資やベンチャーキャピタルなどからのエクイティでの資金調達は考え難いのが実情です。創業融資においても、外国人特有の留意点があるため、本稿では、そのポイントについて記述していきます。

### 日本の金融機関と創業時資金調達

日本における創業時の資金調達は、実務上日本政策金融公庫の新創業融資と信用保証協会の保証を通じた制度融資の二択になる

日本の銀行は、民間金融機関であるメガバンク、地方銀行、信用金庫、信用組合と政府系金融機関に分けられます。しかしながら、民間の銀行等は未だ事業の実績や担保力の乏しい起業家に対して投融資を行うことは金融機関側のリスクが高く極めて例外的であるため、政府が起業家支援のために用意している創業融資制度を利用することが現実的な選択肢となります。

創業融資には、大きく以下の2つがあります

- ① 日本政策金融公庫の新創業融資
- ② 地方自治体による信用保証協会の保証を通じた制度融資

#### 日本政策金融公庫とは

日本政策金融公庫は、日本政府100%出資の政府系金融機関で、法律に基づき銀行などの民間金融機関の金融を補完し、日本及び国際経済社会の健全な発展ならびに国民生活の向上を目的としています。したがって、国の起業家支援のための政策に則った低金利、固定金利、無担保無保証の長期融資制度など借入れるにあたって条件面で非常に優れた融資プログラムを提供しています。

#### 制度融資・信用保証協会とは

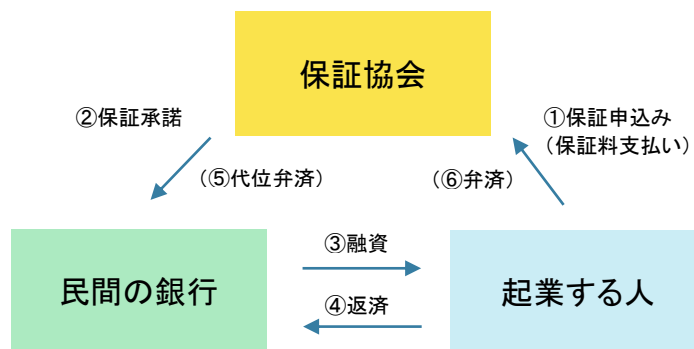
制度融資とは、中小企業の資金調達などを支援するために、各地方自治体が信用保証協会、金融機関と連携して設けている仕組みです。制度融資は、信用保証協会が融資の保証人となり、さらに、地方自治体が融資の資金となる預託金を金融機関に提供したり、保証料や金利の一部を負担したりしています。このような仕組みにより、金融機関が貸し倒れるリスクを減らすことで、金融機関が起業したばかりの会社に対しても融資を行いやすくしています。

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき中小企業や小規模事業者の円滑な資金調達のために設立された公的機関です。2018年現在で全国47都道府県と4市（横浜、川崎、名古屋、岐阜）にあります。信用保証協会は、起業家が銀行か

ら事業資金を借入れする際に、その借入れに対して協会が起業家の信用を保証し、創業者の債務を代わりに銀行に弁済する仕組みを提供することで銀行がまだ事業の実績の乏しい起業家へ融資しやすくしています。

起業家等は信用保証料を支払って申込み、協会の保証承諾書を受け取った金融機関から借り入れます。起業家等が債務を返済しない場合、協会は金融機関の請求によって債務者の中小企業者にかわって債務を返済（代位弁済）します。協会が金融機関に代位弁済した場合、起業家は保証協会に借り入れたお金を返済することになります。

### 信用保証協会の仕組み



出所：各種資料に基づき当事務所作成

### 日本政策金融公庫と信用保証協会の概要

	日本政策金融公庫	制度融資(信用保証協会)
概要	100%政府出資の政府系金融機関。銀行などの一般金融機関を補完し、日本及び国際経済社会の健全な発展ならびに国民生活の向上が目的。起業家等に対して日本政府の政策に則った低金利、固定金利、長期の融資制度を提供	法律に基づき中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関。金融機関に対して事業実績の乏しい起業家の事業力を評価してその信用を保証することで融資実行をスムーズにする
根拠法	株式会社日本政策金融公庫法	信用保証協会法
実績	創業企業への融資実績(H28年度)：28,392先 融資先数：88万先 平均融資残高：698万円(融資先の9割が従業員9名以下、半数が個人企業、国民生活事業)	H29年度信用承諾件数：63万2,930件 保証債務残高：8兆514億円
支店数	全国152支店 (創業サポートデスクを設置)	全国47都道府県 +4都市(横浜、川崎、名古屋、岐阜)

出所：各社ホームページより当事務所作成

## 日本政策金融公庫と信用保証協会の創業融資制度

借入れのために必要な自己資金の要件や保証人の有無などにより金利などの条件や融資実行までの期間などが異なる

日本政策金融公庫と信用保証協会の創業融資の概要は以下の通りです。

	日本政策金融公庫	制度融資(信用保証協会)
商品名	新創業融資制度	東京都制度融資(事業開始後)
対象	<p>次の1~3のすべての要件に該当する方</p> <p><b>1.創業の要件</b> 新たに事業を始める方、または事業開始後 税務申告を2期終えていない方</p> <p><b>2.雇用創出等の要件</b> 「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在 お勤めの企業と同じ業種の事業を始める 方」、「産業競争力強化法に定める認定特定 創業支援等事業を受けて事業を始める方」 又は「民間金融機関と公庫による協調融資 を受けて事業を始める方」等の一定の要件 に該当する方(中略)※本制度の貸付金残 高が1,000万円以内の方は本要件を満たす ものとします</p> <p><b>3.自己資金要件</b> 新たに事業を始める方、または事業開始後 税務申告を1期終えていない方は、創業時 において創業資金総額の10分の1以上の 自己資金を確認できる方(但し書あり)</p>	<p>1. 創業日から5年未満の法人、個人、組合 ※個人で創業し、同一事業で法人成りした 方で、個人創業した日から通算5年未満 の方を含む</p> <p>2. 都内で分社化しようとする具体的な計画を 有する会社、または分社化により設立され た法人で設立後5年未満の法人(保証対 象は子会社)。</p>
融資限度額	3,000万円(うち運転資金1,500万円)	3. 3,500万円以内
資金使途	事業開始時または事業開始後に必要となる 事業資金	運転・設備
融資期間		運転資金7年以内 設備資金10年以内 (ともに据置期間1年以内を含む)
融資利率	2.26%~2.75%	<p>【固定金利】 融資期間 3年以内 :1.9%以内 3年超5年以内 :2.1%以内 5年超7年以内 :2.3%以内 7年超 :2.5%以内</p> <p>【変動金利】 短プラ+0.7%以内</p>
保証料率	-	信用保証協会所定の料率
担保	原則不要	原則として不要
保証人	原則不要	法人は原則代表者を連帯保証人とする 組合は原則代表理事を連帯保証人とする 個人事業者は原則として連帯保証人は不要
審査期間 <sup>1)</sup>	1ヶ月~1.5ヶ月程度	3ヶ月程度

出所:各社HPより当事務所作成(作成時時点)

借入れのために必要な自己資金の要件や保証人の有無などにより金利などの条件や融資実行までの期間などが異なります。

<sup>1)</sup> 過去の実績からの目安であり個別案件によって異なる

## 外国人特有の留意点

融資審査においては原則日本人と同じであるが、外国人は、①日本で事業の経営をしていくための在留資格を有しているか、②在留期間内に返済してもらえるかという2つの点が問題となる

創業融資の中小企業の振興による経済の活性化といった目的から、金融機関からは外国人も原則は日本人と同じ条件で利用が可能です。しかしながら、外国人材は国内で起業家として事業経営をしていくための在留資格（経営管理ビザ等）を有していなければならない、起業に際して必要な在留資格の要件を満たせるかどうか留意をする必要があります。

具体的には、①事業経営を行う事ができる在留資格を有していること、②原則在留期間内に借入金を返済する必要があることがあげられます。

## 事業経営をすることができる在留資格があること

外国人材が日本において事業を営むためには、下記の在留資格である必要があります。

概要	該当例	在留期限
永住者 法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者 (特別永住者を除く)	無期限
日本人の配偶者等 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年 又は6月
永住者の配偶者等 永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	
定住者 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年未満)
経営・管理 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
高度専門職1号ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該業務と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
高度専門職2号 高度専門職1号取得者が3年以上在留し、素行が善良であり、かつ日本国の利益に合致しているなどの要件を満たした場合に認められる		無期限

出所:入国管理局 HP より当事務所作成

在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」といった地位や身分に基づく在留資格の場合は、日本人と同様に扱われるため在留資格を変更する事なく起業をすることができます。なお、これらの在留資格

には「永住」の資格を除いて、一定の有効期限があり、これを超えて日本に在住する場合には資格の更新が必要となります。

他方で、在留資格が「技術・人文知識・国際業務」「留学」「短期滞在」等の場合、そのまま起業すると資格外活動となり違法な状態となるため、在留資格の変更の手続きが必要になります。通常は「経営管理ビザ」を申請していくこととなります。

例えば、現在「技術・人文知識・国際業務ビザ」の場合で「経営管理ビザ」への変更する際には、起業の計画全体が経営管理ビザ取得の要件を満たしているか留意が必要です。具体的には、借入れの条件に一定の割合の自己資金が求められる場合、その自己資金の額は経営管理ビザで要求されている「ひとりで500万円以上の出資」を満たしている必要があります<sup>2</sup>、また通常は自宅でも起業することは可能ですが、経営管理ビザの要件を満たすためには、原則自宅オフィスやバーチャルオフィスが不可になるなどの注意点があります。

創業融資で求められる自己資金の条件とは別に、経営管理ビザを取得する場合は当該ビザ取得において求められる資本金額の要件やオフィス要件を満たさなければならぬ

### 在留期限内（ビザの期限内）に融資を返済すること

融資を受けたら最後まで返済を終える必要があるため、原則は在留期限内に融資を返済する必要があるところ、永住等の資格を除いた在留資格には、それぞれ在留期間が設けられています。例えば、経営管理ビザの在留期間は、「5年、3年、1年、4ヶ月または3ヶ月」とされており、どこからスタートするかはその方の経歴や状況により異なりますが通常は初年度は1年となります。返済期間が5年であれば5年のビザを持っている必要があるため、在留期間を超える場合には、「事業の継続」と「在留資格の更新」を必須条件として長期の融資を受けられる可能性があります。

ちなみに「事業継続」の判定は、日本での居住歴・業歴、配偶者の国籍、不動産の有無、税務申告状況、などを総合的に勘案して判断することになります。

実務上は、永住者や日本人の配偶者等の地位や身分に基づく在留資格の方以外は在留期間の安定性の面から融資のハードルが高くなる傾向があるため、起業を計画した際は事前に専門家等に相談し検討する事が望ましいと思われます。

### スケジュール（準備から申請→融資実行まで）

日本政策金融公庫の創業融資と信用保証協会の制度融資の一般的なスケジュールは以下の通りです。個別の案件の状況によって審査期間等が異なって来るため実際の時間軸にはばらつきが生じますが、一般的に日本政策金融公庫の創業融資が申請から融資実行まで1ヶ月～1.5ヶ月、信用保証協会の制度融資が同じく3ヶ月程度と言われています。日本政策金融公庫の創業融資が資金の貸し手の公庫1社の審査で済む一方、信用保証協会の制度融資は、融資の申し込みを

日本政策金融公庫の創業融資は公庫1社の審査で済む一方、信用保証協会の制度融資は、融資の申し込みを受け付ける民間金融機関と信用保証協会（や地方自治体）の審査を経るため長い時間を要する

<sup>2</sup> 経営または管理に従事する者以外に2人以上の常勤の職員が居れば資本金等出資の要件は無し

受け付け融資を実行する民間金融機関と信用保証を行う信用保証協会の審査を経るため長い時間を要することになります。

### 日本政策金融公庫・創業融資のスケジュール(一般的なケース)

スケジュール	内容	備考
(X)-2~3週間	創業融資申込み準備	事業計画書等必要書類の選定と作成 知事推薦書その他必要資料の手配
(X)	日本政策金融公庫へ申し込み	申し込みは創業予定地の最寄りの支店 創業計画書等資料一式を提出 公庫担当者との面談日時調整(郵送で通知)
(X)+1~2週間	公庫担当者との面談	事業内容ヒアリング(1時間程度) 必要に応じ追加資料の徴求
(審査期間)	店舗等への実地調査(面談後) 追加資料の提出	
(X)+3~6週間	審査結果	郵送で結果通知
(X+1.0~1.5ヶ月)	融資実行	審査結果の通知から数日で融資実行

出所:日本政策金融公庫 HP 等より当事務所作成

### 公庫担当者との面接

金融機関担当者との面談で融資の可否が決定するため合理的な説明ができるための十分な準備が必要

創業融資にあたって公庫の担当者との面談が1時間程度あり、主に以下のような質問がありますので、合理的な回答ができる必要があります。

項目	主な内容
事業内容	・市場の動向 ・会社のビジネスモデル、事業内容 ・経営者の経歴、経営チーム ・競合環境と同社の強み
収益見通し	・売上高と費用の前提 ・中期的な収益見通し
資金計画	・資金の必要性、資金計画(返済計画) ・融資の条件面

出所:当事務所作成

公庫や銀行は数多くの案件を担当し融資に失敗した案件も多く見ているので、それらの過去の案件実績を参考に、融資に際しての一定の評価ポイントを設けています。

面談においては、ビジネスモデルやその強み、事業リスクと対策、収益計画の前提などを合理的に答えることができるかが融資実行の成否の鍵となります。

#### コラム

金融機関時代の友人である銀行員と創業融資の話をしていたところ、失敗するケースで何が一番ネックかと聴くと収益（収入と支出）の見立てがあまりに楽観的過ぎて、最悪のケースで資金がどのくらい必要でどこまで続くのかご本人もよく理解できていないことが多いということでした。これは実務の現場では私自身も同じように感じます。

起業家の方からは秀逸な技術やサービスのアイデアについて、目を輝かせて説明していただけるのですが、収益の計画数値となるとあまりにも論理的でない夢物語なケースをよく目にします。例えば、市場規模が縮小又は競争激化でマージンが悪化しているはずなのに、自社だけ理由なく倍々ゲームで売上高が伸びる計画であったり、同業他社と構造は同じはずであるのに極端に利益率が良い設定であったりします。

私自身も、そのような計画数値を見た瞬間にその他の事業の説明も話半分に聞いてしまう経験があります。逆に売上高の前提やコストの前提がしっかりしている計画でリスクシナリオを踏まえて保守的に見積もっている場合、製品やサービスが良いのであれば逆に十分に超過達成は狙って行けるのではないかという応援したい感覚になります。

銀行は原則預金者や株主資本を元手に貸出で資金を運用しています。貸し倒れが起こると、預金者のお金から差し引く訳にはいきませんので、株主の資本や利益から差し引くこととなります。もしも1億円貸し倒れたら、それを収益で取り戻すためには約100億円もの貸出しを1年間実行しなければなりませんので、銀行の担当者は神経を尖らせて審査をしています。したがって、担当者には、最悪のケースでもお金だけは返せるから大丈夫というようなロジックで説明してあげたほうが良いと思っています。

面談での質問の内容は、当然にして理解や準備をしていなければいけない初歩的な内容から、ここまでリスクに対して考え抜かれていれば安心という水準まであります。なお、面談は原則一度のみが多く、結果として融資が得られない、または、希望する融資金額が得られないということを避けるためにも、今まで事業計画書を作成した経験が無い人、銀行で事業資金の借入れをしたことの無い人は予め専門家等と事前に相談をして十分な準備をすることをお勧めします。金融機関が評価する事業継続性の視点は、過去の失敗案件の経験値が蓄積されたもので、これから立ち上げる事業を不透明な外部環境の中で継続させていくためには相応に有効なものでもあります。また、一度審査に落ちると半年程度再申請ができないとも言われていますので、事業の資金計画に大きく影響が出てくることも考えられます。

なお、日本語能力については、堪能であるほどプラスですが、事業が日本人向けのビジネスではない場合等で、事業の展開に日本語が必ずしも必要でない場合などでは評価が下がらない場合もあります。



### 必要な書類

日本政策金融公庫等が示している必要書類は最低限必要なものであり、事業力の評価のために必要な主張立証書類は当初より積極的に添付すべき

一般的に必要な書類と事業の特性などに即した主張立証のための書類がある

書類名	備考
<b>必要書類</b>	
借入申込書	
企業概要書	初めて利用する場合
登記事項全部証明書又は登記簿謄本	
創業計画書	過年度決算がない場合 <b>別途作成した事業計画書等でも可</b>
または決算書(最近2期分)	
最近の試算表	直近決算から6か月以上経過の場合
見積書	設備資金の申込みの場合
不動産全部事項証明書又は登記簿謄本等	担保を希望する場合
都道府県知事の推せん書(借入500万円超)	飲食業、美容業等生活衛生関連事業の場合
<b>補足書類</b> 必要に応じて公庫より徴求	
月別収支計画書	
資金繰り表	
代表者の在留カード、パスポート	
事務所の賃貸借契約書	
納付済みの税金の領収書	
営業許可証	許認可が必要な場合
法人銀行口座の預金通帳	
代表者(親族)の個人通帳	自己資金の確認、生活費の確認
法人や代表者の借入れ状況が分かるもの	住宅ローンなど
取引先の見積書・注文書・契約書等	
特許等権利関係を証明する書類	

出所：日本政策金融公庫 HP 等に基づき当事務所作成

## ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」とい「います）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であるとを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当社は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration Lawyer Office All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂

コンチネンタル国際行政書士事務所